

○伊豆の国市障害者等の日常生活用具の給付等に関する規則

平成18年12月 1 日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定による日常生活上の便宜を図るための用具のうち介護・訓練支援用具、自立支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具（視覚障害者用図書を除く。）及び排せつ管理支援用具並びに地震発生時に障害者等の生命及び身体を保護するための防災用具（以下これらを「日常生活用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成20年規則14号・25年12号・29年4号〕）

（給付等対象の日常生活用具及び対象者）

第2条 給付等の対象となる日常生活用具は、日常生活用具の種類ごとに別表の品目欄に掲げる日常生活用具であって、それぞれ同表の性能欄に掲げる性能を有するものとする。

2 日常生活用具の給付等の対象となる者は、市内に住所を有する在宅の次に掲げる者であって別表の品目欄に掲げる日常生活用具に応じ、それぞれ同表の対象者欄に定めるもの（以下「障害者等」という。）とする。ただし、障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち市長が定める者の所得が市長が定める基準以上であるときは、この限りでない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児であって、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの（以下「身体障害児」という。）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）
- (4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者であって、その障害の程度が重度又は最重度であるもの（別表の1 給付する日常生活用具の頭部保護帽の給付を受ける場合を除く。）で、療育手帳制

度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けているもの（以下「知的障害者」という。）

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する厚生労働大臣が定める疾病と診断された者（以下「難病患者」という。）

3 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者（以下「入所者等」という。）は、日常生活用具のうち、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、点字器、人工喉頭（埋込型用人工鼻を含む。）、人工内耳用電池（ボタン電池）及び排せつ管理支援用具の給付を受けることができる。ただし、市内に住所を有していない入所者等の取扱いについては、法第19条第2項及び第3項の規定を準用する。

- (1) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者支援施設等に入所措置されている者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号又は第2号の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所措置されている者
- (3) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームに入所している者
- (4) 児童福祉法第27条第1項第3号又は同条第2項の規定により児童福祉施設又は国立療養所等に入所措置されている児童
- (5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により知的障害者援護施設に入所措置されている者
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設に入所している者
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第26項及び第27項に規定する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に入所している者
- (8) 法第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所している者
（一部改正〔平成20年規則14号・25年12号・26年21号・29年4号・31年14号・令和元年7号〕）

（給付等の申請）

第3条 日常生活用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者等を現に保護するものをいう。）（以下「申請者」という。）は、様式第1号による伊豆の国市日常生活用具給付（貸与）申請書を福祉事務所に提出しなければならない。

(給付等の調査、決定等)

第4条 福祉事務所長は、前条の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、速やかに日常生活用具の給付等を行うかどうかを決定するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により日常生活用具の給付等を行うことを決定したときは、申請者に対し、その旨を様式第2号による日常生活用具給付（貸与）決定通知書により通知するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により日常生活用具の給付を行うことを決定した場合において、前項の規定による通知をするときは、様式第3号による日常生活用具給付券を交付するものとする。

4 福祉事務所長は、第1項の規定により日常生活用具の給付等を行わないことを決定したときは、申請者に対し、その旨を様式第4号による却下決定通知書により通知するものとする。

(日常生活用具の給付)

第5条 前条第1項の規定により日常生活用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、日常生活用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に前条第3項に規定する日常生活用具給付券を提出し、当該業者から日常生活用具の給付を受けるものとする。

(日常生活用具の貸与)

第6条 日常生活用具の貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、福祉事務所長と貸借の契約をし、日常生活用具の貸与を受けるものとする。

2 日常生活用具の貸与の期間は、貸与の決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与の期間が満了する日までに福祉事務所長が貸与の決定の取消しを行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときも、同様とする。

(費用の負担)

第7条 給付決定者は、日常生活用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により給付決定者が業者に支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 別表の品目欄に掲げる日常生活用具に応じ、それぞれ同表の基準額欄に定める額（以下「基準額」という。）（基準額が現に日常生活用具の給付等に要す

る費用の額を超えるときは、当該現に日常生活用具の給付等に要する費用の額。以下この号において同じ。）の100分の10に相当する額（同一の月における当該基準額の100分の10に相当する額と他の日常生活用具の給付等に係る基準額の100分の10に相当する額との合計額が、当該給付決定者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して市長が定める額を超えるときは、当該市長が定める額）

- (2) 現に日常生活用具の給付等に要する費用の額から基準額を控除して得た額（現に日常生活用具の給付等に要する費用の額が基準額以下のときは、0）

3 日常生活用具の貸与は、基準額の範囲内においては、無料とする。

（業者への支払）

第8条 市長は、業者から日常生活用具の給付等に係る費用の請求があったときは、当該日常生活用具の給付等に要した費用から自己負担額を控除した額を業者に支払うものとする。

（貸与の取消し）

第9条 福祉事務所長は、日常生活用具の貸与の対象となった障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
(2) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。
(3) 障害者等でなくなったとき。
(4) 日常生活用具の貸与を必要としなくなったとき。

2 前項の規定による取消しを行うときは、様式第5号による日常生活用具貸与取消通知書により貸与決定者に通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第10条 給付決定者及び貸与決定者は、日常生活用具の給付等の目的に反して日常生活用具を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（日常生活用具の管理）

第11条 給付等を受けた日常生活用具は、善良な管理者の注意をもって管理をしなければならない。

（費用及び用具の返還）

第12条 市長は、給付決定者又は貸与決定者が偽りその他不正の手段により日常生活用具の給付等を受けたと認めるとき、又は第10条の規定に違反して日常生活用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し

たときは、当該日常生活用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該日常生活用具を返還させるものとする。

（排せつ管理支援用具等の申請等の特例）

第13条 排せつ管理支援用具、人工喉頭（埋込型用人工鼻）及び人工内耳用電池（ボタン電池）の申請は、1回の申請につき6月分の範囲内で行うことができるものとする。

2 前項の申請があったときは、福祉事務所長は、申請のあった期間の範囲内で排せつ管理支援用具、人工喉頭（埋込型用人工鼻）及び人工内耳用電池（ボタン電池）の給付の決定を行うものとし、次に掲げるとおり日常生活用具給付券の交付を行うものとする。

（1） 暦月を単位として1月ごとに日常生活用具給付券1枚を交付すること。

（2） 基準額の範囲内で1月に必要とする排せつ管理支援用具、人工喉頭（埋込型用人工鼻）又は人工内耳用電池（ボタン電池）に相当する額を日常生活用具給付券1枚に記載して交付すること。

（一部改正〔平成31年規則14号・令和元年7号〕）

（日常生活用具の給付等の制限）

第14条 別表に掲げる日常生活用具のうち次に掲げる日常生活用具については、同一の世帯に同一の日常生活用具を2以上給付等を行うことはできない。ただし、福祉事務所長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- （1） 火災警報器
- （2） 自動消火器
- （3） 電磁調理器
- （4） 聴覚障害者用屋内信号装置
- （5） 視覚障害者用体温計（音声式）
- （6） 視覚障害者用体重計
- （7） 情報・通信支援用具
- （8） 点字ディスプレイ
- （9） 点字タイプライター
- （10） 視覚障害者用ポータブルレコーダー
- （11） 視覚障害者用活字文書読上げ装置
- （12） 視覚障害者用読書器

(13) 聴覚障害者用印字型通信装置

(14) 聴覚障害者用情報受信装置

- 2 別表に掲げる日常生活用具のうち介護ベッド用防護フレームについては、同一の障害者等に介護ベッド用防護フレームを2回以上給付することはできない。

(一部改正〔平成20年規則14号・24年16号・令和4年14号・6年28号〕)

(再給付等の決定)

第15条 福祉事務所長は、既に給付を受けている日常生活用具と同一の日常生活用具の申請があった場合は、別表の品目欄に掲げる日常生活用具に応じ、それぞれ同表の耐用年数欄に定める年数を勘案して日常生活用具の給付の決定を行うものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、日常生活用具の給付等に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(児童福祉法及び知的障害者福祉法に基づく日常生活用具の給付等に関する規則及び身体障害者福祉法に基づく日常生活用具の給付等に関する規則の廃止)

- 2 児童福祉法及び知的障害者福祉法に基づく日常生活用具の給付等に関する規則（平成17年伊豆の国市規則第62号）及び身体障害者福祉法に基づく日常生活用具の給付等に関する規則（平成17年伊豆の国市規則第63号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに前項の規定による廃止前の児童福祉法及び知的障害者福祉法に基づく日常生活用具の給付等に関する規則及び身体障害者福祉法に基づく日常生活用具の給付等に関する規則（以下これらを「廃止前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（点字図書、住宅改修費及び防災用具の給付並びに視覚障害者用ワードプロセッサの共同利用に係る処分、手続その他の行為を除く。以下この項において同じ。）は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに廃止前の規則の規定により申請

(排せつ管理支給用品である日常生活用具に係る申請を除く。)された、日常生活用具の給付等に係る自己負担額は、なお従前の例による。

- 5 平成18年10月1日から施行日の前日までの間に行われた日常生活用具の給付等に係る処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年12月26日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年7月16日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月5日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月25日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年12月28日規則第44号)

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第10号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日規則第4号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年9月27日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月3日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月10日規則第28号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第2条第1項、第7条第2項、第14条、第15条関係）

（全部改正〔平成25年規則12号〕、一部改正〔平成26年規則1号・21号・29年4号・31年14号・令和4年3号・14号・6年28号〕）

1 給付する日常生活用具

種類	品目	性能	対象者	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者	8年	円 154,000

特殊マット	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級である身体障害者（常時介護を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者	5年	70,000
	失禁等による汚染又は損耗を防止するためにマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	知的障害者、下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害児であって、原則として3歳以上のもの又は寝たきりの状態にある難病患者		
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者、難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級である身体障害者（常時介護を要する者に限る。）又は自力で排尿できない難病患者	5年	67,000
	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害児、難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級である身体障害児（常時介護を要する者に限る。）であって、		

		原則として学齢児童 （学校教育法（昭和22 年法律第26号）第18条 に規定する学齢児童 をいう。以下同じ。） 以上のもの又は自力 で排尿できない難病 患者		
入浴担架	身体障害者又は難病 患者を担架に乗せた ままリフト装置によ り入浴させるもの	下肢若しくは体幹の 機能障害の程度が省 令別表第5号に定める 1級若しくは2級であ る身体障害者（入浴に 当たって、介助を要す る者に限る。）又は同 程度の障害を有する 難病患者	5年	82,400
	身体障害児又は難病 患者を担架に乗せた ままリフト装置によ り入浴させるもの	下肢若しくは体幹の 機能障害の程度が省 令別表第5号に定める 1級若しくは2級であ る身体障害児（入浴に 当たって、介助を要す る者に限る。）であっ て、原則として3歳以 上のもの又は同程度 の障害を有する難病 患者		
体位変換 器	介助者が身体障害者 又は難病患者の体位 を変換させるのに容	下肢若しくは体幹の 機能障害の程度が省 令別表第5号に定める	5年	15,000

		易に使用できるもの 1級若しくは2級である身体障害者（下着等を交換するに当たって、介助を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者		
		身体障害児、難病患者又は介助者が容易に使用できるもの 下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害児（下着等を交換するに当たって、介助を要する者に限る。）であって、原則として学齢児童以上のもの又は寝たきりの状態にある難病患者		
移動用リフト	介護者が身体障害者又は難病患者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者	4年	159,000
	介護者が身体障害児又は難病患者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級であ		

	(天井走行型その他住宅の改修を伴うものを除く。)	る身体障害児であつて、原則として3歳以上のもの又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者		
訓練椅子	原則として附属のテーブルが付いているもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害児であつて、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者	5年	33, 100
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害児であつて、原則として学齢児童以上のもの又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者	8年	159, 200
カーシート	身体障害者又は難病患者が乗車時にける座位保持を可能とする機能を有するものの	体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者で、障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級	3年	50, 000

			である身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者		
自立生活 支援用具	入浴補助 用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者、難病患者又は介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能に障害がある身体障害者又は難病患者であって、入浴に介助を必要とするもの	5年	90,000
		入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害児、難病患者又は介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能に障害がある身体障害児であって、入浴に介助を必要とするもので原則として3歳以上のもの又は難病患者であって入浴に介助を必要とするもの		
	便器	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害者又は常時介護を要する難病患者	8年	29,800
		身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの（取替えに当	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める		

	たり、住宅の改修を伴うものを除く。)	1級若しくは2級である身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は常時介護を要する難病患者		
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者 精神障害者又は知的障害者であっててんかんの発作等により頻繁に転倒するもの、平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害児であって必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	3年	17,500
T字状又は棒状のつえ	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	3年	3,000

	身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害児であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等（設置に当たり、住宅の改修を伴うものを除く。） ア 身体障害者又は難病患者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒の予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差の解消等の性能を有するもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は同程度の障害を有する難病患者	8年	60,000
	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等（設置に当たり、住宅の改修を伴うものを除く。） ア 身体障害児又は難病患者の身体機能を十分踏まえた	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害児（家庭内の移動等において介助を必要とするものに限る。）であって、原則として3歳以上のもの		

	ものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒の予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差の解消等の性能を有するもの	又は同程度の障害を有する難病患者		
特殊便器	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもので、温水及び温風を出すことができるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。） 身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもので、温水及び温風を出すことができるもの並びに知的障害者、身体障害児又は難病患者を介護している者が容易に使用できるもので温水及び温風を出すことができるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）	上肢の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害者又は上肢機能に障害のある難病患者 知的障害者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもので若しくは上肢の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は上肢機能に障害のある難病患者	8年	151, 200
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも	障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身	8年	15, 500

	警報ブザーで知らせることができるもの	体障害者であって、火災発生時の避難が著しく困難なもの又は同程度の障害を有する難病患者		
		知的障害者若しくは障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害児で、火災発生時の避難が著しく困難なもの又は同程度の障害を有する難病患者		
自動消火器	室内温度の異常な上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級である身体障害者で、火災発生時の避難が著しく困難なもの又は火災発生時の避難が著しく困難な難病患者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	8年	28,700
		知的障害者若しくは障害の程度が省令別表第5号に定める1級		

		若しくは2級である身体障害児で、火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難なもの又は火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難な難病患者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯		
電磁調理器	視覚に障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯	6年	41, 000
	知的障害者が容易に使用できるもの	知的障害者であって18歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚に障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	5年	12, 000
	視覚に障害がある身体障害児又は難病患者	視覚の障害の程度が省令別表第5号に定め		

	者が容易に使用できるもの	る1級若しくは2級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、接触等により知覚できるもの	聴覚の障害の程度が省令別表第5号に定め る1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯	5年	87,400
視覚障害者用音声ICタグリーダー	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第5号に定め る1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	5年	59,800
	視力に障害を有する	視覚の障害の程度が		

	者の物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
地震防災用具	地震発災若しくは避難中に身体障害者若しくは難病患者が容易に使用できるもの又は地震発災時に身体障害者若しくは難病患者の安全を確保する機能を有する次のアからウまでに掲げるもの ア 防災用ベスト イ 防災用リュック ウ その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一	障害の程度が省令別表第5号に定める1級から4級までの身体障害者であって地震発災時の安全確保が困難若しくは避難生活に支障が生じるもの又は同程度の障害を有する難病患者	5年	ア 5,000 イ 7,000 ウ 50,000

		一般的に普及していないもの 地震発災若しくは避難中に身体障害児若しくは難病患者が容易に使用できるもの又は地震発災時に身体障害児若しくは難病患者の安全を確保する機能を有する次のアからウまでに掲げるもの ア 防災用ベスト イ 防災用リュック ウ その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	知的障害者若しくは障害の程度が省令別表第5号に定める1級から4級までの身体障害児であって地震発災時の安全確保が困難若しくは避難生活に支障が生じるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	腎臓の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは3級の身体障害者であって、自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行うもの又は同程度の障害を有する難病患者 腎臓の機能障害の程度が省令別表第5号に	5年	51,500

		定める1級若しくは3級の身体障害児であって、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
ネブライザー	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは3級の身体障害者若しくは同程度の障害を有する身体障害者であって、必要と認められるもの又は呼吸器に障害のある難病患者	5年	36, 000
	身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは3級の身体障害児若しくは同程度の障害を有する身体障害児で必要と認められるもの又は呼吸器に障害のある難病患者		
電気式たん吸引器	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは3級の身体障害者若しくは同程度の障害を有する身体障害者で	5年	56, 400

		あって、必要と認められるもの又は呼吸器に障害のある難病患者		
	身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは3級の身体障害児若しくは同程度の障害を有する身体障害児（必要と認められるものに限る。）又は呼吸器に障害のある難病患者		
吸引器・ネブライザー両用器	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは3級の身体障害者若しくは同程度の障害を有する身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	5年	69,000
	身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは3級の身体障害児若しくは同程度の障害を有する身体障害児（必要と認められるもの		

		に限る。)又は同程度の障害を有する難病患者		
酸素ボンベ運搬車	障害者等が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年	17,000
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯	5年	9,000
	視覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者で、その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯		
視覚障害者用体重計	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要	5年	18,000

		と認められる世帯		
視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯	5年	15,000
パルスオキシメーター	脈拍数と経皮的動脈血中酸素飽和度を測定でき、身体障害者が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害、心臓機能障害又はこれらと同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を装着しているもの。ただし、呼吸器機能障害又は心臓機能障害以外の場合にあつては医師が必要と認めたものに限る。	5年	42,000
	脈拍数と経皮的動脈血中酸素飽和度を測定でき、身体障害児が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害、心臓機能障害又はこれらと同程度の障害を有する児であって、在宅酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を装着しているもの。ただし、呼吸器機能障害又は心臓機能障害以外の場合にあつては		157,500

			医師が必要と認めたものに限る。		
		脈拍数と経皮的動脈血中酸素飽和度を測定でき、難病患者が容易に使用できるもの	在宅酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を装着している難病患者		
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	音声若しくは言語の機能に障害のある身体障害者若しくは肢体が不自由な身体障害者であって、発声若しくは発語に著しい障害を有するもの又は同程度の障害を有する難病患者	5年	98,800
		携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	音声若しくは言語の機能に障害のある身体障害児若しくは肢体が不自由な身体障害児で、発声若しくは発語に著しい障害を有するものであって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	情報・通信支援用具	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり	視覚若しくは上肢の機能の障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の	4年	150,000

	障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	身体障害者若しくは脳原性運動機能障害により上肢に機能障害がある身体障害者であって必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚若しくは上肢の機能の障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害児若しくは脳原性運動機能障害により上肢に機能障害がある身体障害児であって必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
点字ディスプレイ	コンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者であって必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	6年	430,000
点字器	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	主に情報の入手を点字によっている視覚障害のある身体障害者又は同程度の障害	5年	10,400

		を有する難病患者		
	視覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	主に情報の入手を点字によっている視覚障害のある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者		
点字タイプライター	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者であって、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	5年	82,000
	視覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者であって、原則として就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録さ	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病	6年	85,000

	れた図書の再生が可能な製品であって、視覚に障害のある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	患者		
	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚に障害のある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された、当該文字情報を暗号化した文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害のある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	6年	99,800
	文字情報と同一紙面上に記載された、当該文字情報を暗号化した文字情報を読み取	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害児であって、原		

		り、音声信号に変換し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害のある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
視覚障害者用読書器		画像入力装置を印刷物等の上に置くことで拡大された画像をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用できるもの	視覚障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者であって、この装置により読書が可能になるもの	8年	250,000
			視覚障害がある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者であって、この装置により読書が可能となる原則として学齢児童以上のもの		
暗所視支援眼鏡		画像入力装置を見たものにわざとで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者（実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。）	8年	395,000

		夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害児であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者（実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。）		
視覚障害者用小型拡大読書器	印刷物等の上に置いて拡大され画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	視覚障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者であって、この装置により文字等を読むことが可能になるもの	5年	35,900
		視覚障害がある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者であって、この装置により文字等を読むことが可能となる原則として学齢児童以上のもの		
視覚障害者用時計	視覚障害がある身体障害者又は難病患者	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める	5年	13,300

		が容易に使用できるもの	1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者		
視覚障害者用ラジオ		テレビ放映等の音声を受信する機能等を有し、視覚障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	5年	29,000
			視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級若しくは2級の身体障害児であって、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
聴覚障害者用印字型通信装置		一般の電話機に接続できるものであって、音声の代わりに文字等の印字により通信が可能なもので、身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害者若しくは発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	5年	25,000
			一般の電話機に接続		

	できるものであって、障害児若しくは発声音声の代わりに文字若しくは発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるもので原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
聴覚障害者用映像型通信装置	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、画像等により通信が可能な機器であって、聴覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害者若しくは発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	5年
	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、画像等により通信が可能な機器であって、聴覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害児若しくは発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるものであって、原則	
			71,000

		として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者及び難病患者が容易に使用し得るもの	聴覚障害がある身体障害者であって本装置によりテレビジョン放送の視聴が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者	6年	88,900
	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児及び難病患者が容易に使用し得るもの	聴覚障害がある身体障害児であって本装置によりテレビジョン放送の視聴が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
人工喉頭	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音	音声、言語又はその他の機能に障害がある身体障害者又は難	5年	73,000

		源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		病患者であって、本装置により発声が可能になるもの		
				音声、言語又はそしゃくの機能に障害がある身体障害児又は難病患者であって、本装置により発声が可能になるもの		
人工喉頭 (埋込型 用人工 鼻)		発声が可能となる機器であり、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの		音声機能障害者又は難病患者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	—	月額 28,600
		発声が可能となる機器であり、障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの		音声機能障害児又は難病患者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの		
人工内耳 用電池		人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池		聴覚障害がある身体障害者又は難病患者であって現に人工内耳を装用しているもの	3年(イに限る。)	ボタン電池 月額 2,500
		イ 人工内耳用充電器及び充電電池		聴覚障害がある身体障害児又は難病患者であって現に人工内耳を装用しているもの		充電器 28,600 充電電池 17,600
排せつ管 理支援用 具	ストーマ 装具	蓄便袋	障害者又は介助者が容易に使用で	ストーマ造設をしている者	—	月額 8,900

		きるもの			
		障害児又は 介助者が容 易に使用で きるもの	ストーマ造設をして いる者		
	蓄尿袋	障害者又は 介助者が容 易に使用で きるもの	ストーマ造設をして いる者	—	月額 11,700
		障害児又は 介助者が容 易に使用で きるもの	ストーマ造設をして いる者		
収尿器	身体障害者若しくは 難病患者又は介助者 が容易に使用できる もの	排尿機能に高度な障 害がある身体障害者 又は同程度の障害を 有する難病患者	—		8,500
	身体障害児若しくは 難病患者又は介助者 が容易に使用できる もの	排尿機能に高度な障 害がある身体障害児 又は同程度の障害を 有する難病患者			
紙おむつ 等（紙お むつ、洗 腸用具、 サラシ・ ガーゼ等 衛生用 品）	障害者若しくは難病 患者又は介助者が容 易に使用できるもの	排便若しくは排尿の 機能に高度な障害が ある障害者若しくは 脳原性運動機能障害 で意思表示が困難な 障害者又は同程度の 障害を有する難病患 者	—		月額 12,000
	障害児若しくは難病	排便若しくは排尿の			

		患者又は介助者が容易に使用できるもの	機能に高度な障害がある障害児若しくは脳原性運動機能障害で意思表示が困難な障害児又は同程度の障害を有する難病患者		
防災用具	介護ベッド用防護フレーム	家屋の倒壊時に就床者を保護する空間を確保する介護ベッドの附属品であって、積載荷重5トン以上のもの	身体障害者又は難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの（昭和56年5月31日以前に建築した木造の住宅又は同日において建築中であつた木造の住宅であって、耐震評点（市長が認める耐震診断の方法によるものに限る。）が1.0未満のものに居住する者に限る。） 知的障害者、身体障害児又は難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの（昭和56年5月31日以前に建築した木造の住宅又は同日において建築中であつた木造の住宅であって、耐震評点（市長が認める耐震診断の方法によるものに	—	82,000

			限る。)が1.0未満のものに居住する者に限る。)		
	発動発電機及び人工呼吸器用外部バッテリー	介助者が容易に使用できるもの	人工呼吸器を使用している者	—	200,000

2 貸与する日常生活用具

種類	品目	性能	対象者	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	車椅子	身体障害者又は難病患者が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者若しくは難病患者であって、下肢用の装具等を使用しており、それらの修理が必要なもの	装具等の修理に要する期間	介護保険単価
		身体障害児又は難病患者が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害児若しくは難病患者であって、下肢用の装具等を使用しており、それらの修理が必		

			要なもの		
--	--	--	------	--	--

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

伊豆の国市日常生活用具 給付 申請書
貸与

年 月 日

伊豆の国市福祉事務所長 宛

住 所
申請者 氏 名
(対象者との続柄)
電話番号 ()

次のとおり日常生活用具の 給付 貸与 の申請をします。

対 象 者	氏 名				生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所					性 別	男・女
	個人番号						
	氏 名	続柄	個人番号	氏 名	続柄	個人番号	
世帯の状況							
障害者手帳	種 類	身体障害者手帳・療育手帳					
	番 号	第 号 (年 月 日交付)					
	障害名		障害の程度				
難病疾患名							
給付(貸与)を受けたい日常生活用具の名称			左記の日常生活用具の形式、規模等				
給付(貸与)を希望する理由							
給付(貸与)上特に希望する事項							
備 考							

- 備考
- 1 不要の字句は、抹消してください。
 - 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 対象者が、身体障害の場合は身体障害者手帳、知的障害の場合は療育手帳、難病疾患の場合は特定疾患医療受給者証の写し又は医師の診断書
 - (2) 日常生活用具給付対象者及び配偶者（対象者が児童の場合は世帯全員）の市町村民税の課税額を証明する書類。ただし、伊豆の国市が保有している日常生活用具給付対象者及び配偶者（対象者が児童の場合は世帯全員）の市町村民税の課税状況及び所得状況の資料を調査することについて同意をする方は、提出をする必要はありません。
 - (3) 給付又は貸与を希望する日常生活用具の見積書
- ※ 日常生活用具給付等の申請の決定に際し、日常生活用具給付対象者及び配偶者（対象者が児童の場合は世帯全員）の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に照会、閲覧することに同意します。
- 対象者（児童の場合は保護者）氏名 _____

様式第2号（第4条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

日常生活用具 給付 決定通知書
貸与

第 号
年 月 日

氏 名 様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付 貸与につきまして、次のとおり決

定しましたので通知します。

給付等番号	第 号	決定年月日	年 月 日
対象者氏名			
対象者住所			
給付等する日常生活用具の名称等			
納入業者	名 称		
	住 所	電話番号 ()	
基準額	円	価 格	円
負担上限月額	円		
給付等の決定を受けた者が支払うべき金額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	1 日常生活用具の給付等については、その費用の一部を納入業者に直接支払うことを条件に給付等が行われるものでありますから、支払うこととされた金額は、速やかに納入業者に支払ってください。		
	2 給付等をされた日常生活用具は、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは禁止されています。		
	3 上記2に違反したときは、当該日常生活用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該日常生活用具を返還していただくことがあります。		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第4条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

日常生活用具給付券

給付番号		第 号		決定年月日		年 月 日	
対象者	氏 名			生 年 月 日		年 月 日	
	住 所						
給付の決定を受けた者(受給者)		氏 名			対象者との続柄		
給付する日常生活用具の名称等							
納入業者	名 称						
	住 所	電話番号（ ）					
基 準 額		円		価 格		円	
給付等の決定を受けた者が支払う金額		円		公 費 負 担 額		円	
この給付券の有効期限		受給者が納入業者に提出する期限				年 月 日	
		納入業者の公費負担額支払請求期限				年 月 日	
上記のとおり給付する。 年 月 日 伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 印							
業者記入欄	納入業者の日常生活用具の納入の日		年 月 日				
	受給者から受領した自己負担額		円	左記の自己負担額の受領年月日		年 月 日	
	納入及び自己負担額受領業者名		㊟				
日常生活用具受領	受領者氏名				対象者との続柄		
	受領年月日		年 月 日				
その他の特記事項							

様式第4号（第4条第4項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

却下決定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の^{給付}貸与^{貸与}につきましては、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

却下の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第9条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
日常生活用具貸与決定取消通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により日常生活用具の貸与の決定の通知をしましたが、
次の理由によりその決定を取り消したので通知します。
なお、貸与した日常生活用具は、速やかに返還してください。

貸与決定した内容	給付等番号	第	号	決定年月日	年月日
	対象者氏名				
	対象者住所				
	貸与した日常生活用具の名称等				
取消しの理由					
取消年月日	年月日				

- (教示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（全部改正〔平成25年規則12号〕、一部改正〔平成27年規則44号・令和元年 5 号・ 4 年 3 号〕）

様式第 2 号（第 4 条第 2 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成28年規則10号・令和元年 5 号〕）

様式第 3 号（第 4 条第 3 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔令和元年規則 5 号・ 4 年 3 号〕）

様式第 4 号（第 4 条第 4 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成28年規則10号・令和元年 5 号〕）

様式第 5 号（第 9 条第 2 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成28年規則10号・令和元年 5 号〕）